

議案第 69 号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日限り、尼崎市が丹波少年自然の家事務組合から脱退することに伴い、丹波少年自然の家事務組合理約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 24 日提出

三田市長 森 哲 男

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約（昭和 54 年 4 月 1 日規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「尼崎市」を削る。

第 5 条第 1 項中「18 人」を「16 人」に改める。

別表中「尼崎市」を削る。

附 則

- 1 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。